

証券コード4829
平成26年8月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役社長 植 田 勝 典

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使いただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださるか、議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）により、平成26年8月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年8月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階（ダイヤモンドルーム）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第26期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役5名選任の件
第3号議案	ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

同一の株主様が書面及び電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。また、同一の株主様が、複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

(2) 議決権の代理行使に関して必要な事項

株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様又は代理人は代理権を証明する書面を当社にご提出していただく必要があります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nihon-e.co.jp/ir/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面のほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎ 開場時刻は午前9時15分とさせていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使サイトにより議決権を行使いただく際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(38頁から39頁まで)をご参照ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nihon-e.co.jp/ir/meeting.html>)にて、修正後の内容をご案内いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成25年6月1日から
平成26年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府・日銀による経済対策や金融政策等を背景に、円安・株価高が進行する中、企業収益や個人の消費意欲が改善し、景気は緩やかながら回復基調で推移いたしました。しかしながら、世界経済のけん引役であった新興国の成長鈍化や本年4月に実施された消費税増税による消費低迷の懸念等を考慮すると、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような環境下、当社グループに関連する移動体通信業界におきましては、iPhoneやAndroid端末等のスマートフォンの普及が本格化し、携帯電話の契約数に占める割合は、44.5%（平成25年12月末、注1）まで拡大しております。また、スマートフォンにおけるモバイルコンテンツ市場は、3,717億円（前期比361.2%増、注2）まで成長している状況にあり、今後も同環境は大きく変化していくことが予想されます。

これらの状況において、当社グループといたしましては、高機能で付加価値の高いサービスの開発・提供及び新しい事業モデルの構築を推進し、より安定した企業基盤の確立と事業拡大に向けた一層の企業努力を重ねてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は45億8百万円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益は3億35百万円（同9.9%減）、経常利益は3億40百万円（同13.1%減）、当期純利益は4億37百万円（同23.1%増）となりました。

(注1) 株式会社MM総研 発表

(注2) 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 発表

事業の種類（セグメント）別の状況につきましては、次のとおりであります。

はじめに、コンテンツサービス事業におきましては、フィーチャーフォン（従来型携帯電話）からスマートフォンへの移行がより一層進む中、配信するコンテンツを自社制作することで「提供コンテンツの権利を自社で保有」する当社独自のビジネスモデルをベースに、提供するサイトやアプリの充実化を進めつつ、自社広告媒体を有効に活用してまいりました。

キャリア（移動体通信事業者）向けサービスについては、公式サイトにおいて、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が進むとともに、キャリアの強力な販売施策のもと、利用者の広がるスマートフォン向け定額サービスであるスゴ得コンテンツ、auスマートパス、Yahoo!プレミアムに対し、提供コンテンツの拡充とプロモーションを積極的に実施し、収益に大きく貢献いたしました。

また、アライアンス型月額課金コンテンツ（携帯電話販売会社との協業販売）については、携帯電話販売会社の経営環境の変化に伴い、新規会員の獲得が計画より大きく下回ったものの、協業先の開拓やコンテンツの拡充に取り組んでまいりました。

一方で、「App Store」や「Google Play Store」等のマーケットからコンテンツを入手するネイティブアプリ（スマートフォン等の端末上で動作するプログラムによって作られたアプリ）による収益化を図るべく、テレビCMやWEBによるプロモーションを行い、利用者の拡大を積極的に推し進めてまいりました。また、同市場の規模や成長性を見据え、ネイティブアプリを中心としたスマートフォンゲームの開発を新たに行うとともに、ライフスタイルアプリとの相互連携による「コンテンツプラットフォーム」への発展を目指し、子会社「株式会社HighLab」を平成26年4月に設立いたしました。

海外では、中国において、事業ドメインを電子コミックの配信サービスと位置付け、中国の作家や出版業界と連携しながら、人気小説を漫画化し、携帯電話向け電子コミックとして配信するビジネスモデルをベースに、配信の拡大を推し進めてまいりました。

以上の結果、コンテンツサービス事業の売上高は24億69百万円、セグメント利益は7億57百万円となりました。

次に、ソリューション事業におきましては、コンテンツの企画、構築、運用、デバッグ、サーバ保守管理等の企業向けサービス提供について、当社の連結子会社である株式会社フォー・クオリアとの連携を強化し、スマートフォン及びタブレット（多機能携帯端末）を活用したニーズの拡大に合わせて、開発スピード・提供量・品質を充実させてまいりました。

広告ビジネス「店頭アフィリエイト」については、第2四半期会計期間は低減いたしました。下期において、協業先である携帯電話販売会社の販売支援や新規の携帯電話販売会社の開拓を積極的に推し進めてまいりました。

一方、企業向けコスト削減ソリューションについては、リバースオークション&見積徴収システム「Profair」の契約件数を増進させてきた他、子会社である株式会社and Oneとの連携を強化し、IP電話の商品開発に取り組んでまいりました。

海外では、中国の上海エリアに出店した2店舗の携帯電話販売店（チャイナテレコムショップ）にて、携帯電話端末の拡販に努めてまいりました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は20億39百万円、セグメント利益は1億73百万円となりました。

(単位：百万円、%)

区 分	第25期		第26期		前連結会計年度比増減率	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
コンテンツサービス事業	2,142	621	2,469	757	15.3	21.8
ソリューション事業	1,991	304	2,039	173	2.4	△43.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1億53百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

コンテンツ配信システム等 1億29百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充 該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

コンテンツ配信システム等 1百万円

- ③ 資金調達の状況
特記すべき資金調達は行っておりません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成26年4月1日付にて、株式会社HighLab（資本金50,000千円）を設立いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (平成23年5月期)	第24期 (平成24年5月期)	第25期 (平成25年5月期)	第26期 (当連結会計年度) (平成26年5月期)
売 上 高 (百万円)	2,370	2,790	4,134	4,508
経 常 利 益 (百万円)	283	318	391	340
当 期 純 利 益 (百万円)	168	170	354	437
1株当たり当期純利益 (円)	448.23	451.18	941.63	11.59
総 資 産 (百万円)	3,239	3,577	5,069	5,541
純 資 産 (百万円)	2,910	3,180	3,953	4,360

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 平成25年12月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイブ	16百万円	93.9%	コンテンツサービス事業 ソリューション事業
アットザラウンジ株式会社	45百万円	99.4%	コンテンツサービス事業 ソリューション事業
交通情報サービス株式会社	499百万円	80.6%	コンテンツサービス事業
株式会社フォー・クオリア	20百万円	95.5%	ソリューション事業
因特瑞思(北京)信息科技有限公司	350百万円	100.0%	ソリューション事業
北京業主行網絡科技有限公司(注)	10百万人民币元	100.0% (100.0%)	コンテンツサービス事業
瑞思創智(北京)信息科技有限公司(注)	3百万人民币元	100.0% (100.0%)	ソリューション事業

(注) 議決権比率の欄の()内の数字は、間接出資割合を示しております。

(4) 対処すべき課題

今後、当社グループの事業を積極的に展開し、業態を拡大しつつ、企業基盤の安定を図っていくため、以下の点を主要課題として取り組んでまいります。

① 事業の拡大

移動体通信業界においてフィーチャーフォンから高機能なOSを搭載するスマートフォンへの移行が本格化する中、コンテンツサービス事業においては、従来のWebアプリケーションを中心とした市場から、ネイティブアプリ市場への移行が進んでおり、同市場は今後更なる拡大・成長が見込まれております。また、ソリューション事業においても、スマートフォンの保有比率が上昇する中、基幹・業務システムとの連携が可能な情報システムの構築等、今後、当社グループの事業領域が拡大していくことが見込まれております。この市場の変化に迅速且つ適確に対処するためには事業枠の拡大が重要な課題であり、その有効な手段である外部企業との協業、業務提携及びM&A等を積極的に進めてまいります。

② 企画力・技術力の強化

高機能なスマートフォンの普及により、高度且つ多様なサービス提供が可能となった現在において、当社グループが提供するサービスの付加価値を更に高めていくための企画力・技術力を強化することが重要な課題と認識しております。これまでのモバイルコンテンツ向けサービスで蓄積した企画力・技術力に加えて、今後は新しいビジネスモデルの創造及び高機能で付加価値の高いサービスの開発・提供を実現するために、消費者ニーズに応える企画力の向上、新技術への取組み強化に努めてまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、スマートフォンを中心とする新しい技術への対応が求められる事業を行っており、従業員が各々の専門性をより高め、付加価値の高い人材となるための人材育成、それと同時に優秀な人材を確保することが重要な課題と認識しております。

専門分野の技能を有する中途採用及び新卒採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施し、個人の可能性を引き出すとともに、組織活性化に資する施策に取り組んでまいります。

④ 財務報告に係る内部統制の強化

当社グループが継続的に成長可能な企業体質を確立するため、財務報告に係る内部統制の強化が重要な課題と認識しております。業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進してまいります。また、財務報告に係る内部統制が有効且つ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、グループ全体での業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。

⑤ リスクマネジメント体制の強化

情報セキュリティ、システム開発、サービス提供に伴うリスクや自然災害、海外事業におけるカントリーリスク等、事業に関するリスクは多様化しております。当社グループが永続的に成長・存続するためには、これらのリスクの予防、迅速な対応が重要な課題と認識しております。当社グループにおいては、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを適切に認識・評価するためリスク管理規程を設けるほか、リスク管

理チームを設置し、リスクマネジメント体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年5月31日現在）

① コンテンツサービス事業

キャリアやコンテンツ配信事業者等が提供する通信サービス又は各種プラットフォームに対して、交通情報、音楽、メール及びライフスタイル等のコンテンツを提供しております。

② ソリューション事業

企業に対して、携帯電話やインターネットを利用したビジネスのコンサルティング・企画・開発・運営管理の受託業務等、コンテンツサービス事業で得たノウハウ、保有するコンテンツを活かしたトータルソリューションを提供しております。

また、広告サービスとして、携帯電話販売店にて、来店顧客向けにコンテンツ販売を成功報酬で行うリアルアフィリエイト「店頭アフィリエイト」を、携帯電話販売会社と協業で展開しております。

その他、中国において、携帯電話等の販売及び代理店業務等を行っております。

(6) 主要な営業所（平成26年5月31日現在）

当 社	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社 ダ イ ブ	本社：東京都千代田区
ア ッ ト ザ ラ ウ ン ジ 株 式 会 社	本社：東京都渋谷区
交 通 情 報 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本社：東京都港区
株 式 会 社 フ ォ ー ・ ク オ リ ア	本社：東京都渋谷区
因 特 瑞 思 (北 京) 信 息 科 技 有 限 公 司	本社：中華人民共和国北京市 支店：中華人民共和国上海市
北 京 業 主 行 網 絡 科 技 有 限 公 司	本社：中華人民共和国北京市
瑞 思 創 智 (北 京) 信 息 科 技 有 限 公 司	本社：中華人民共和国北京市

(7) 使用人の状況（平成26年5月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
191 (49)	△6 (△7)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、()は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分しておりません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・派遣社員の期中平均人員数（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。

②当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
71 (12)	2 (△8)	37.4	4.6

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社から他社への出向社員は含んでおりません。）であり、()は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分しておりません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・派遣社員の期中平均人員数（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。
3. 当社には労働組合はございませんが、労使関係は良好に推移しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年5月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成26年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 147,800,000株
(注) 平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行可能株式総数は146,322,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 37,700,000株
(注) 平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数は37,323,000株増加しております。
- ③ 株主数 6,767名（前事業年度末比167名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
植田勝典	11,383,300	30.19
プラントフィル株式会社	9,650,000	25.59
トヨタ自動車株式会社	1,600,000	4.24
村田健一	752,400	1.99
オリックス株式会社	480,000	1.27
株式会社SBI証券	353,800	0.93
多々良師孝	315,400	0.83
杉山浩一	217,300	0.57
飯田政行	208,900	0.55
OCAインベストメント株式会社	200,000	0.53

(注) 当社は、平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成26年5月31日現在）

平成25年1月22日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

410個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 41,000株

（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり109円（1株当たり109円）

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成27年2月14日から平成30年1月31日まで

- ・新株予約権の行使条件

イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

ロ. 上記イに関わらず、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使することができる。

ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

ニ. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
取締役（社外取締役を除く）	240	24,000	3
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	170	17,000	3

(注) 平成25年12月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

平成25年1月22日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

1,363個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 136,300株（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり109円（1株当たり109円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年2月14日から平成30年1月31日まで

・新株予約権の行使条件

イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

ロ. 上記イに関わらず、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使することができる。

ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

ニ. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	交付者数(名)
当 社 使 用 人 (当社の役員を兼ねている者を除く。)	1,363	136,300	67
子会社の役員及び使用人 (当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。)	—	—	—

(注) 平成25年12月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成26年5月31日現在）

地 位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植田勝典	
常務取締役	田中勝	管理本部長
常務取締役	杉山浩一	事業本部長
取 締 役	小栗一朗	NTPホールディングス株式会社 代表取締役社長 名古屋トヨベット株式会社 代表取締役社長 ネットヨタ名古屋株式会社 代表取締役会長 ネットヨタ中京株式会社 代表取締役会長 トヨタカラーナ信株式会社 代表取締役会長 ネットヨタ信州株式会社 代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長兼社長 トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役会長 トヨタホーム東海株式会社 代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋 代表取締役社長 NTPインポート株式会社 代表取締役社長 NTPヴィークルグループ株式会社 代表取締役社長 株式会社NTPカーモスト 代表取締役社長 株式会社NTPセブンス 代表取締役社長 NTPシステム株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	小林一弘	
監 査 役	小亀慶曙	小亀慶曙税理士事務所
監 査 役	荒 孝 一	荒孝一税理士事務所

- (注) 1. 取締役小栗一朗氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小林一弘、小亀慶曙及び荒孝一の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役小亀慶曙氏及び荒孝一氏は、税理士の資格を有する者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、常勤監査役小林一弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 平成26年6月24日付で以下の取締役の重要な兼職の状況に異動がありました。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小 栗 一 朗	株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長兼社長 株式会社ジェームス名古屋 代表取締役社長 NTPインポート株式会社 代表取締役社長 株式会社NTPセブンス 代表取締役社長 NTPシステム株式会社 代表取締役社長	株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋 代表取締役会長 NTPインポート株式会社 代表取締役会長 株式会社NTPセブンス 代表取締役会長 NTPシステム株式会社 代表取締役会長	平成26年6月24日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	4 (1)	131 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	14 (14)
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	145 (17)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額320百万円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額200百万円の範囲で、付与することにつき決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、監査役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額200百万円の範囲で、付与することにつき決議しております。
3. 取締役の報酬につきましては、平成26年5月期における業績予想の下方修正を真摯に受け止め、経営責任を明確にするため、平成26年3月から平成26年5月まで、次のとおり報酬の自主返上をいたしております。
- 代表取締役社長 月額報酬の20%を返上
 常務取締役 月額報酬の5%を返上
4. 期末日現在、取締役4名、監査役3名であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、社外取締役小栗一朗氏の兼職先である名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社とシステム開発等の取引を行っております。また、名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社以外の小栗一朗氏の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・当社は、社外監査役小亀慶曙氏の兼職先である小亀慶曙税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・当社は、社外監査役荒孝一氏の兼職先である荒孝一税理士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（27回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 小栗 一 朗	19	100.0	—	—
監査役 小林 一 弘	17	89.5	24	88.9
監査役 小 亀 慶 曙	17	89.5	25	92.6
監査役 荒 孝 一	19	100.0	27	100.0

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役小栗一朗氏は、経営者として培った経営ノウハウを活かし、独立性、中立性をもった外部の視点から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役小林一弘氏は、証券会社及びシンクタンク出身としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問し、総合的見地からの助言・提言を行っております。
- ・監査役小亀慶曙氏は、税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に会計・税務等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。
- ・監査役荒孝一氏は、税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に会計・税務等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は720万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 30百万円
- ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 32百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査
と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分できないた
め、上記②にはこれらの合計額を記載しております。
- ④ 監査公認会計士等の非監査業務の内容
当社は、新日本有限責任監査法人より東京証券取引所市場第一部指定に
関するコンサルティング業務を受けております。
- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が
あると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請
求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とす
ることといたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当
すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任
いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集
される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報
告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

- イ. コンプライアンスの推進にあたっては、常勤役員及び部長で構成される経営委員会にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。また、管理本部長をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。
- ロ. 当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。
- ハ. 当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに役職員が気がついたときの通報窓口を総務部に設置する。
- ニ. 内部監査室による監査を通じ、会社の業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証する。
- ホ. 「イ。」から「ニ。」の各項については、適宜、取締役会及び監査役会に報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を開覧できるものとする。
- ロ. 組織全体の情報セキュリティマネジメントシステムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。

- ロ. リスク管理にあたっては、社長の管理下において総務部長を事務局長とするリスク管理チームを設置し、その他必要なメンバーについては社長と事務局長が相談の上、決定するものとする。
 - ハ. リスク管理チームの事務局長は、経営委員会、取締役会に常時出席し、危機管理の観点から助言を行うとともに、社長は業務上の決裁者に対しリスク管理上必要な指導を適宜行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、本部制（事業本部、管理本部）を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって本部間の調整・協議機能の強化を図る。
 - ロ. 取締役会は、役職員が共有する全社的な目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画及び年度予算を策定し、業務執行を担当する取締役は目標達成のために注力する。
 - ハ. 目標達成の進捗状況管理は、常勤役員及び部長が出席する経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行う。
 - ニ. 取締役は、委任された事項について、組織規程及び職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、随時、必要な決定を行うものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行い、また、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正性を確保する。
 - ロ. 連結子会社に対しては、内部監査室による監査を通じて会社の業務実施状況の実態を公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を適宜、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役を補助する使用人として、総務部スタッフがあたり、監査役会の事務局を兼ねる。
 - ロ. 同スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人としての総務部スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
 - ロ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告を求めた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
 - ロ. 監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
 - ハ. 監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

連結貸借対照表

(平成26年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部		
流 動 資 産	4,010,112	流 動 負 債	887,767
現金及び預金	3,247,011	買掛金	279,881
受取手形及び売掛金	639,120	未払法人税等	256,852
商 品	13,708	未払消費税等	33,461
仕 掛 品	33,435	そ の 他	317,572
貯 蔵 品	264	固 定 負 債	292,930
繰延税金資産	27,692	退職給付に係る負債	23,553
そ の 他	54,633	繰延税金負債	246,966
貸倒引当金	△5,753	そ の 他	22,411
固 定 資 産	1,531,354	負 債 合 計	1,180,698
有 形 固 定 資 産	85,985	純 資 産 の 部	
建 物	48,380	株 主 資 本	3,699,660
土 地	12,400	資 本 金	595,990
そ の 他	25,204	資 本 剰 余 金	473,942
無 形 固 定 資 産	313,948	利 益 剰 余 金	2,629,726
ソフトウェア	232,136	その他の包括利益累計額	492,562
の れ ん	81,771	その他有価証券評価差額金	453,040
そ の 他	40	為替換算調整勘定	39,522
投資その他の資産	1,131,419	新 株 予 約 権	2,482
投資有価証券	987,707	少 数 株 主 持 分	166,063
差入保証金	89,302	純 資 産 合 計	4,360,768
長期預金	14,490	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,541,466
長期貸付金	2,370		
繰延税金資産	7,620		
そ の 他	29,928		
資 産 合 計	5,541,466		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年6月1日から)
(平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,508,867
売上原価	2,315,602
売上総利益	2,193,264
販売費及び一般管理費	1,857,792
営業利益	335,472
営業外収益	
受取利息	2,508
受取配当金	3,164
受取賃貸料	1,221
補助金収入	8,894
その他	8,492
合計	24,280
営業外費用	
支払利息	23
支払手数料	18,961
為替差損	459
その他	90
合計	19,535
経常利益	340,217
特別利益	
投資有価証券売却益	516,750
特別損失	
固定資産除却損	1,619
貸倒損失	21,664
持分変更損失	105
その他	450
合計	23,838
税金等調整前当期純利益	833,129
法人税、住民税及び事業税	350,150
法人税等調整額	10,881
少数株主損益調整前当期純利益	472,097
少数株主利益	35,041
当期純利益	437,055

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年6月1日から)
(平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成25年6月1日期首残高	595,990	473,942	2,260,531	3,330,464
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△67,860	△67,860
当期純利益			437,055	437,055
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	369,195	369,195
平成26年5月31日期末残高	595,990	473,942	2,629,726	3,699,660

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合 計			
平成25年6月1日期首残高	470,232	16,717	486,949	658	134,976	3,953,049
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△67,860
当期純利益						437,055
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△17,192	22,804	5,612	1,823	31,087	38,523
連結会計年度中の変動額合計	△17,192	22,804	5,612	1,823	31,087	407,718
平成26年5月31日期末残高	453,040	39,522	492,562	2,482	166,063	4,360,768

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,638,480	流動負債	623,694
現金及び預金	2,231,105	買掛金	222,097
売掛金	356,013	リース債務	1,417
商 品	32	未払金	80,453
仕掛品	6,439	未払法人税等	184,952
貯蔵品	48	前受金	83,231
前払費用	17,262	その他	51,542
繰延税金資産	20,385	固定負債	250,477
未収収益	4	繰延税金負債	246,966
その他	13,277	リース債務	1,181
貸倒引当金	△6,087	その他	2,330
固定資産	2,141,291	負債合計	874,171
有形固定資産	38,926	純 資 産 の 部	
建 物	19,843	株 主 資 本	3,450,078
車 両 運 搬 具	2,875	資 本 金	595,990
工 具 器 具 備 品	1,446	資 本 剰 余 金	473,942
土 地	12,400	資 本 準 備 金	473,942
リース資産	2,362	利 益 剰 余 金	2,380,145
無形固定資産	76,470	利 益 準 備 金	10,000
ソフトウェア	76,470	その他利益剰余金	2,370,145
投資その他の資産	2,025,894	別 途 積 立 金	1,036,000
投資有価証券	767,607	繰越利益剰余金	1,334,145
関係会社株式	868,801	評価・換算差額等	453,040
関係会社出資金	271,242	その他有価証券評価差額金	453,040
長期貸付金	2,370	新株予約権	2,482
差入保証金	74,081	純資産合計	3,905,600
その他	41,791	負債・純資産合計	4,779,772
資産合計	4,779,772		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年 6月 1日から)
(平成26年 5月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,499,246
売 上 原 価		1,271,992
売 上 総 利 益		1,227,254
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,132,094
営 業 利 益		95,159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	871	
受 取 配 当 金	30,087	
受 取 賃 貸 料	1,736	
業 務 受 託 手 数 料	15,500	
そ の 他	2,607	50,803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
支 払 手 数 料	18,961	
為 替 差 損	32	19,017
経 常 利 益		126,945
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	516,750	516,750
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,035	
貸 倒 損 失	21,664	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	137,489	160,189
税 引 前 当 期 純 利 益		483,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	237,500	
法 人 税 等 調 整 額	648	238,149
当 期 純 利 益		245,357

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年6月1日から)
(平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	本 金 計	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	
平成25年6月1日期首残高	595,990	473,942	473,942	10,000	1,036,000	1,156,647	2,202,647	3,272,580	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△67,860	△67,860	△67,860	
当期純利益						245,357	245,357	245,357	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	177,497	177,497	177,497	
平成26年5月31日期末残高	595,990	473,942	473,942	10,000	1,036,000	1,334,145	2,380,145	3,450,078	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成25年6月1日期首残高	470,232	470,232	658	3,743,471
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△67,860
当期純利益				245,357
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△17,192	△17,192	1,823	△15,368
事業年度中の変動額合計	△17,192	△17,192	1,823	162,128
平成26年5月31日期末残高	453,040	453,040	2,482	3,905,600

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年7月18日

日本エンタープライズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エンタープライズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月9日に保有する投資有価証券の一部について売却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年7月18日

日本エンタープライズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原和信 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横内龍也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際しては、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月9日に保有する投資有価証券の一部について売却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施規程に準拠し、監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の内容を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年7月28日

日本エンタープライズ株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 一 弘 ㊟

監査役 小 亀 慶 曙 ㊟

監査役 荒 孝 一 ㊟

(注) 常勤監査役小林一弘、監査役小亀慶曙、監査役荒孝一は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の基本方針である株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして捉えており、業績の推移、今後の設備投資計画、自己資本比率、キャッシュ・フロー等を勘案の上、株主還元策を実施してまいりましたが、当期の期末配当につきましては東京証券取引所市場第一部指定記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円(普通配当2円・一部指定記念配当1円)といたしたいと存じます。

配当総額は、金113,100,000円であります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年8月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	うねだかつのり 植田勝典 (昭和37年10月9日)	昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成元年5月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 平成2年4月 松下電器産業株式会社入社 平成15年2月 株式会社ダイブ取締役 平成17年4月 因特瑞思(北京)信息科技有限公司 董事長(現任) 平成18年4月 瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司 董事長(現任) 平成20年7月 アットザラウンジ株式会社 取締役(現任) 平成21年11月 NE Mobile Services (India) Private Limited Director (現任) 平成24年7月 交通情報サービス株式会社 取締役(現任) 平成25年6月 株式会社フォー・クオリア 取締役(現任) 平成26年4月 株式会社HighLab取締役(現任)	11,383,300株
2	たなかまさる 田中勝 (昭和41年9月28日)	平成2年4月 オーテック株式会社入社 平成5年5月 株式会社三貴入社 平成8年3月 株式会社コグレ入社 平成13年8月 当社入社 平成15年12月 株式会社ダイブ監査役 平成16年3月 当社総務企画部長 平成16年4月 当社総務企画部長兼経営企画・IR室長 平成17年8月 当社取締役 平成19年8月 当社常務取締役 平成24年6月 当社常務取締役 管理本部長 (現任) 平成24年7月 交通情報サービス株式会社 取締役(現任) 株式会社ダイブ取締役(現任) アットザラウンジ株式会社 取締役(現任) 平成25年4月 株式会社and One取締役(現任)	81,400株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	すぎやま こういち 杉山 浩一 (昭和45年11月30日)	<p>平成4年4月 学校法人電子開発学園九州入職 平成6年4月 株式会社エスシーシー入社 平成8年8月 株式会社グラッドフォックス 取締役 平成12年7月 当社入社 営業本部技術部長 平成13年8月 当社取締役 平成15年8月 当社技術部長 平成16年8月 当社取締役 平成17年4月 因特瑞思(北京)信息科技有限公司 董事(現任) 平成18年4月 瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司 副董事長(現任) 平成18年8月 当社常務取締役 平成19年6月 瑞思豊通(北京)信息科技有限公司 (現瑞思創智(北京)信息科技有限公司) 副董事長(現任) 平成21年12月 NE Mobile Services (India) Private Limited Director (現任) 平成24年6月 当社常務取締役 事業本部長 (現任) 平成25年7月 株式会社ダイブ取締役(現任) 平成26年4月 株式会社HighLab代表取締役社長 (現任)</p>	217,300株
4	おぐり かずお 小栗 一朗 (昭和36年11月21日)	<p>昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成2年10月 名古屋トヨペット株式会社入社 平成10年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役専務 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成19年8月 当社社外取締役(現任) 平成21年6月 名古屋トヨペット株式会社代表 取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) NTPホールディングス株式会社代表取締役社長 名古屋トヨペット株式会社代表取締役社長 ネットトヨタ名古屋株式会社代表取締役会長 ネットトヨタ中京株式会社代表取締役会長 トヨタカローラ南信株式会社代表取締役会長 ネットトヨタ信州株式会社代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース名古屋代表取締役会長 トヨタホーム名古屋株式会社代表取締役会長 トヨタホーム東海株式会社代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋代表取締役会長 NTPインポート株式会社代表取締役会長 NTPヴィークルグループ株式会社代表取締役社長 株式会社NTPカーモスト代表取締役社長 株式会社NTPセブンス代表取締役会長 NTPシステム株式会社代表取締役会長</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
※ 5	おかだたけし 岡田武史 (昭和31年8月25日)	昭和55年4月 古河電気工業株式会社入社 平成6年2月 株式会社東日本ジェイアール古河サッカークラブ (現ジェフユナイテッド株式会社) ジェフユナイテッド市原コーチ 平成6年12月 財団法人日本サッカー協会 (現公益財団法人日本サッカー協会) 日本代表チームコーチ 平成9年10月 財団法人日本サッカー協会 (現公益財団法人日本サッカー協会) 日本代表チーム監督 平成11年1月 株式会社北海道アットボールクラブ コンサドレ札幌監督 平成15年3月 横浜マリノス株式会社 横浜F・マリノス監督 平成18年2月 株式会社ありがとうサービス顧問 (現任) 平成19年8月 当社社外取締役 平成19年12月 財団法人日本サッカー協会 (現公益財団法人日本サッカー協会) 日本代表チーム監督 平成23年12月 杭州绿城足球倶楽部有限公司 杭州绿城監督 平成26年2月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社 特任上級顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ありがとうサービス顧問 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社特任上級顧問	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者小栗一朗氏は、NTPホールディングス株式会社、名古屋トヨペット株式会社、ネットトヨタ名古屋株式会社、ネットトヨタ中京株式会社、トヨタカローラ南信株式会社、ネットトヨタ信州株式会社、株式会社トヨタレンタリース名古屋、トヨタホーム名古屋株式会社、トヨタホーム東海株式会社、株式会社ジェームス名古屋、NTPインポート株式会社、NTPヴィークルグループ株式会社、株式会社NTPカーモスト、株式会社NTPセブンス及びNTPシステム株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社とシステム開発等の取引を行っております。また、名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社以外の小栗一朗氏の兼職先との間には特別の関係はありません。
(その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。)
3. 小栗一朗氏及び岡田武史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小栗一朗氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。

5. 岡田武史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の社会貢献活動と、社会貢献を掲げる当社経営理念が合致していることに加え、日本サッカー協会日本代表チーム監督としてのワールドカップ出場、そして国内、国外の幾多のサッカーチームを作り上げた豊富な経験、組織論、マネジメント論を当社の組織強化、人材育成のために活かしていただくためであります。
同氏は、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、サッカーを通じた組織論、マネジメント論に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 小栗一朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。
7. 当社は、社外取締役候補者小栗一朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、720万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、社外取締役候補者岡田武史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、720万円又は法令が定める額のいずれか高い額となっております。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することで、当社グループに優秀な人材を確保するとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2. 本総会の決議に基づき取締役会に委任することができる募集新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

- (2) 新株予約権の総数

新株予約権500個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権割当日の東京証券取引所の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合その他上記の行使価額の調整を必要とする場合、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額

を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過する日の翌月の月初めから3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行場合に増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他

新株予約権のその他の事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成26年8月21日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
- （携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

